

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによってすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

### 計画内容

#### 《次世代育成対策推進法に基づく行動計画》

○目標1： 諸制度及び院内規定に基づく「現状の子育て支援策」を周知する。  
すでに出産休暇、育児休業、短時間正職員制度等を策定しており、利用実績も上がっています。24時間保育も行っており、職員の負担軽減措置として2子目以降の保育料を無料にしています。

<対策> 令和4年4月～ 朝礼等での職員への周知。

○目標2： 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施  
部署間の年次有給休暇の取得の温度差があるため、人員増員を含め検討を行い取得しやすい環境を整備する。

<対策> 令和4年4月～ 職員への啓発と幹部会での取得状況の報告。

#### 《女性活躍推進法に基づく行動計画》

○目標3： 『女性活躍推進法』に基づき管理職に占める女性の割合を50%以上に維持します。

<対策> 役職者育成等を目的とした研修プログラムの実施を検討します。

公表項目	年度	実績
管理職にしめる女性労働者の割合	令和3年度	60%

医療法人社団 松本会  
令和4年3月9日策定